

◎ 水道法の一部を改正する法律案に対する修正案 対比表
 ○ 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正案	修正案	現行
<p>〔削る〕</p>	<p>（水道施設運営権の設定の許可）</p> <p>第二十四条の四 地方公共団体である水道事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第七十七号。以下「民間資金法」という。）第十九条第一項の規定により水道施設運営等事業（水道施設の全部又は一部の運営等（民間資金法第二条第六項に規定する運営等をいう。）であつて、当該水道施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該運営等を行う者が自らの収入として収受する事業をいう。以下同じ。）に係る民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権（以下「水道施設運営権」という。）を設定しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。この場合において、当該水道事業者は、第十一条第一項の</p>	<p>〔新設〕</p>

規定にかかわらず、同項の許可（水道事業の休止に係るものに限る。）を受けることを要しない。

2 水道施設運営等事業は、地方公共団体である水道事業者が、民間資金法第十九条第一項の規定により水道施設運営権を設定した場合に限り、実施することができるものとする。

3 水道施設運営権を有する者（以下「水道施設運営権者」という。）が水道施設運営等事業を実施する場合には、第六条第一項の規定にかかわらず、水道事業経営の認可を受けることを要しない。

（許可の申請）

第二十四条の五 前条第一項前段の許可の申請をするには、申請書に、水道施設運営等事業実施計画書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

〔削る〕

〔新設〕

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

二 申請者が水道施設運営権を設定しようとする民間資金法第二条第五項に規定する選定事業者（以下この条及び次条第一項において単に「選定事業者」という。）の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

3 選定事業者の水道事務所の所在地
第一項の水道施設運営等事業実施計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の名称及び立地

二 水道施設運営等事業の内容

三 水道施設運営権の存続期間

四 水道施設運営等事業の開始の予定年月日

五 水道事業者が、選定事業者が実施する

こととなる水道施設運営等事業の適正
を期するために講ずる措置

六 災害その他非常の場合における水道
事業の継続のための措置

七 水道施設運営等事業の継続が困難と
なつた場合における措置

八 選定事業者の経常収支の概算

九 選定事業者が自らの収入として収受
しようとする水道施設運営等事業の対
象となる水道施設の利用料金

十 その他厚生労働省令で定める事項

(許可基準)

第二十四条の六 第二十四条の四第一項前
段の許可は、その申請が次の各号のいずれ
にも適合していると認められるときでな
ければ、与えてはならない。

一 当該水道施設運営等事業の計画が確
実かつ合理的であること。

二 当該水道施設運営等事業の対象とな
る水道施設の利用料金が、選定事業者を

〔削る〕

〔新設〕

水道施設運営権者とみなして第二十四条の八第一項の規定により読み替えられた第十四条第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定を適用するとしたならば同項に掲げる要件に適合すること。

三 当該水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること。

2 前項各号に規定する基準を適用するに
ついて必要な技術的細目は、厚生労働省令
で定める。

（水道施設運営等事業技術管理者）

第二十四条の七 水道施設運営権者は、水道施設運営等事業について技術上の業務を担当させるため、水道施設運営等事業技術管理者一人を置かなければならない。

2 水道施設運営等事業技術管理者は、水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、第十九条第二項各号に掲げる事項に

〔削る〕

〔新設〕

関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

3 水道施設運営等事業技術管理者は、第二十四条の三第五項の政令で定める資格を有する者でなければならない。

(水道施設運営等事業に関する特例)

第二十四条の八 水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合における第十四条第一項、第二項及び第五項、第十五条第二項及び第三項、第二十三条第二項、第二十四条第三項並びに第四十条第一項、第五項及び第八項の規定の適用については、第十四条第一項中「料金」とあるのは「料金（第二十四条の四第三項に規定する水道施設運営権者（次項、次条第二項及び第二十三条第二項において「水道施設運営権者」という。）が自らの収入として收受する水道施設の利用に係る料金（次項において「水道施設運営権者に係る利用料

〔新設〕

〔削る〕

金」という。)を含む。次項第一号及び第二号、第五項、次条第三項並びに第二十四条第三項において同じ。)と、同条第二項中「次に」とあるのは「水道施設運営権者に係る利用料金について、水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払を請求する権利を有する旨が明確に定められていることのほか、次に」と、第十条第二項ただし書中「受けた場合」とあるのは「受けた場合(水道施設運営権者が当該供給命令を受けた場合を含む。)」と、第二十三条第二項中「水道事業者の」とあるのは「水道事業者(水道施設運営権者を含む。以下この項及び次条第三項において同じ。)」のと、第四十条第一項及び第五項中「又は水道用水供給事業者」とあるのは「若しくは水道用水供給事業者又は水道施設運営権者」と、同条第八項中「水道用水供給事業者」とあるのは「水道用水供給事業者若しくは水道施設運営権者」とする。この場合において、水道施設運営権者

は、当然に給水契約の利益（水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の支払を請求する権利に係る部分に限る。）を享受する。

2 水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合には、当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲において、水道施設運営権者を水道事業者と、水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして、第十二条、第十三条第一項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第二項、第十七条、第二十条から第二十二条の四まで、第二十三条第一項、第二十五条の九、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条（第二項及び第三項を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は適用せず、第二十二

の四第一項中「更新」とあるのは、「更新（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第六項に規定する運営等として行うものに限る。次項において同じ。）」とする。

3 前項の規定により水道施設運営権者を水道事業者とみなして第二十五条の九の規定を適用する場合における第二十五条の十一第一項の規定の適用については、同項第五号中「水道事業者」とあるのは、「水道施設運営権者」とする。

4 水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合においては、当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道技術管理者については第十九条第二項の規定は適用せず、水道施設運営等事業技術管理者が同項各号に掲げる事項に関する全ての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同条

第一項の規定は、適用しない。

(水道施設運営等事業の開始の通知)

第二十四条の九 地方公共団体である水道

事業者は、水道施設運営権者から水道施設

運営等事業の開始に係る民間資金法第二

十一条第三項の規定による届出を受けた

ときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣

に通知するものとする。

(水道施設運営権者に係る変更の届出)

第二十四条の十 水道施設運営権者は、次に

掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞な

く、その旨を水道施設運営権を設定した地

方公共団体である水道事業者及び厚生労

働大臣に届け出なければならない。

一 水道施設運営権者の主たる事務所の

所在地及び名称並びに代表者の氏名

二 水道施設運営権者の水道事務所の所

在地

〔新設〕

〔新設〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

（水道施設運営権の移転の協議）

第二十四条の十一 地方公共団体である水道事業者は、水道施設運営等事業に係る民間資金法第二十六条第二項の許可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

〔新設〕

〔削る〕

（水道施設運営権の取消し等の要求）

第二十四条の十二 厚生労働大臣は、水道施設運営権者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合には、民間資金法第二十九条第一項第一号（トに係る部分に限る。）に掲げる場合に該当するとして、水道施設運営権を設定した地方公共団体である水道事業者に対して、同項の規定による処分をなすべきことを求めることができる。

〔新設〕

〔削る〕

（水道施設運営権の取消し等の通知）

第二十四条の十三 地方公共団体である水道事業者は、次に掲げる場合には、遅滞な

〔新設〕

く、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

一 民間資金法第二十九条第一項の規定により水道施設運営権を取り消し、若しくはその行使の停止を命じたとき、又はその停止を解除したとき。

二 水道施設運営権の存続期間の満了に伴い、民間資金法第二十九条第四項の規定により、又は水道施設運営権者が水道施設運営権を放棄したことにより、水道施設運営権が消滅したとき。

(準用)

第三十一条 第十一条第一項及び第三項、第十二条、第十三条、第十五条第二項、第十九条(第二項第三号を除く)、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十四条の三(第七項を除く)、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十四条の六(第一項第二号を除く)、第二十四条の七、第二十四条の八(第三項を除く)、第二十四

(準用)

第三十一条 第十一条第一項及び第三項、第十二条、第十三条、第十五条第二項、第十九条(第二項第三号を除く)、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二並びに第二十四条の三(第七項を除く。)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

(準用)

第三十一条 第十一条から第十三条まで、第十五条第二項、第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び第二十四条の三の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「水道事業」とあるのは「水道用水供給事業」と、「水道事業者」とあるのは「水道用水供給事業者」と、第十五条第二項中

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	〔削る〕	〔削る〕
〔削る〕	〔削る〕	〔削る〕
〔削る〕	〔削る〕	〔削る〕

条の九から第二十四条の十三までの規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
第二十条 水道事業の 第四第一	第六条第一	第二十六条 水道用水供 給事業の
第二十条 水道事業の 第四第三	水道事業経 営	水道用水供 給事業経営
第二十条 水道事業の 第四第二	水道事業	水道用水供 給事業
第二十条	第十九条第	第十九条第

「常時」とあるのは「給水契約の定めるところにより」と、「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と、第二十条の十第二項中「水道事業者その他の利害関係人」とあるのは「水道用水供給事業者その他の利害関係人」と、第二十三条第一項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と、第二十四条の二中「水道の需要者」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道の需要者」と、「第二十条第一項」とあるのは「第三十一条において準用する第二十条第一項」と、「水道事業」とあるのは「水道用水供給事業」と、第二十四条の三第四項中「第十九条第二項各号」とあるのは「第三十一条において準用する第十九条第二項各号」と、同条第六項中「第十三条第一項」とあるのは「第三十一条において準用する第十三条第一項」と、「第十七条、第二十条から第二十二條まで、第二十三條第一

次条第二項 及び第二十 三条第二項 において「水 道施設運営 権者」とい う。）が自ら の収入とし て収受する 水道施設の 利用に係る 料金（次項に おいて「水道 施設運営権 者に係る利 用料金」とい う。）を含む。 次項第一号 及び第二号、 第五項、次条 第三項並び

に第二十四
条第三項に
おいて同
じ。」と、同
条第二項中
「次に」とあ
るのは「水道
施設運営権
者に係る利
用料金につ
いて、水道施
設運営権者
は水道の需
要者に対し
て直接にそ
の支払を請
求する権利
を有する旨
が明確に定
められてい
ることのほ

〔削る〕	〔削る〕	〔削る〕	
〔削る〕	〔削る〕	〔削る〕	

とする。この	水道事業者 （水道施設 運営権者を 含む。以下こ の項及び次 条第三項	運営権者が （水道施設	か、次に」と、 第十五条第 二項ただし 書
とする	水道用水供 給事業者（水 道施設運営 権者を含む。 以下この項	（第二十四 条の四第三 項に規定す る水道施設 運営権者（第 二十三条第 二項におい て「水道施設 運営権者」と いう。）が	

	〔削る〕	
〔削る〕	〔削る〕	
〔削る〕	〔削る〕	

項	八第二	四の	第二十	
第十五条の九	第一項、第二	第二十三條	第二十七條、第二十條	場合に お い て、水道施設 運 営 権 者 は、 当 然 に 給 水 契 約 の 利 益 （水道施設 運 営 等 事 業 の 対 象 と な る 水 道 施 設 の 利 用 料 金 の 支 払 を 請 求 す る 権 利 に 係 る 部 分 に 限 る。）を 享 受 す る
第一項	第二十三條		第二十條	

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 三 〔略〕

四 第十五条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して水を供給しなかつた者

五 七 〔略〕

〔削る〕

八 九 〔略〕

十 第四十条第一項及び第三項の規定による命令に違反した者

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 三 〔略〕

四 第十五条第二項（**第二十四条の八第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。**）（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して水を供給しなかつた者

五 七 〔略〕

八 **第二十四条の七第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者**

九 十 〔略〕

十一 第四十条第一項（**第二十四条の八第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。**）及び第三項の規定による命令に違反した者

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 三 〔略〕

四 第十五条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して水を供給しなかつた者

五 七 〔略〕

〔新設〕

八 九 〔略〕

十 第四十条第一項及び第三項の規定による命令に違反した者

<p>第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 第三十九条第一項、第二項、第三項又は第四十条第八項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	<p>第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 第三十九条第一項、第二項、第三項又は第四十条第八項(第二十四条の八第一項(第三十一条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	<p>第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 第三十九条第一項、第二項、第三項又は第四十条第八項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>
---	--	---